

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第10条 法律相談料は、30分ごとに5000円とする。

2 前項の初回法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回法律相談以外の法律相談をいう。

(書面による鑑定料)

第11条 書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	1 鑑定事項につき30万円以下
----------	-----------------

2 前項において、知的財産権に関する鑑定その他事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。